

各委員への条例の方向性に関する意見照会結果について

1 問題意識① 生きづらさに関する意見

- ・障害のある者の障壁と様々な生きづらさを抱える者の障壁は違う。この条例は障害者差別解消法の補完のための条例のはず。様々な生きづらさを抱える者まで範囲を広げると意味のない条例になる。
- ・様々な生きづらさを抱える者の障壁等を解消していくことは、違う施策や条例で対応すべき。
- ・「生きづらさ」という言い方は抽象的で、対象をあげればきりがなく、すでにそれぞれに対しての法や制度が存在しているため、条例に含めるのではなく、法や制度を実行する方に力を注ぐべき。
- ・格差社会や貧困、戦争、障害、難病、少数者を排除する社会などに起因して個人もしくは集団の生活が脅かされることを「生きづらさ」と定義すると、その具体的事象は多岐にわたり解決の方策を一元化することは困難。また、障害があることが必ずしも「生きづらさ」を抱えているとは言えず、社会の側にある障壁の除去が「共生社会」に必須である。
- ・障害者権利条約、障害者基本法では「生きづらさ」の定義がのっていないことから障害者に絞るべき。
- ・差別解消法の補完の内容を明確にした上で、「生きづらさ」にどこまで広げられるか、どのように整合性を保たせられるか検討が必要。
- ・差別解消に基づいた対象規定と、生活支援的な側面が中心となる「生きづらさ」の対象規定をどのように整理するのか困難であるが、あえて共通項があるのであれば「社会モデル」か。その点から条例の理念として社会モデルを掲げ、共生社会の形成を掲げることは考えられるのではないか。
- ・差別をなくすためには、まずはどのようにして、インクルーシブな共生社会を創出し、すべての市民に理解・共感を徹底するかの戦略が必要であり、障害者だけの問題ではないことは確かである。
- ・ただし、対象を広げすぎて理念条例になってしまうと実効性の担保がなくなるので、何らかの社会的障壁によって生活困難を有し、合理的配慮によって一定の救済が可能な人を対象とすることが望ましい。
- ・「生きづらさ」とひとくくりに表現しているが、高齢者や子どもの貧困まで入れると障害の範囲が曖昧になる。しかし、医療モデルから社会モデルへの変換し、地域社会で暮らす上で環境や生活状況により、他者から援助、見守りが必要な方は条例の対象に含まれるのではないか。
- ・「滋賀に根付く福祉の思想」を考えると、おのずから「生きづらさ」を抱えるのは障害者だけに限られない。仮に対象として「障害者」という枠組みを設定するとしても、「社会モデル」の考え方を取り入れるならば、その時にその人が置かれた

社会的な環境によって、誰もが「障害者」となりうる。

- ・以上のことから、「滋賀に根付く福祉の思想」を具現化する条例を制定するのであれば、極論すると「障害者だから生きづらい」という観点から脱却した、より包摂的な視点で理念や対象者を検討することが重要と考える。
- ・生きづらさを抱える人たちに対する正しい情報・知識を獲得したよき理解者、温かなまなざしを持つ地域の支援者を増やしていくことが重要であり、違いを認め合う社会の実現に向けて、条例において何らかの規定が必要。

2 問題意識② 障害者差別解消法の実効性の補完に関する意見

- ・特に差別の定義が「不均等待遇」として検討されている点は、障害者制度改革推進会議・差別禁止部会の意見を踏まえたものになっており評価している。また、各則規定や事業者への合理的配慮の義務づけをはじめとする第2回分科会で案として示された点は条例案に反映させてもらいたい。
- ・条例の実施に伴う財政措置の規定を置いた上で、合理的配慮の公的助成についても検討課題にしてもらいたい。
- ・実効性の補完に関しては、行政、事業者だけではなく、誰もが差別をしないことが前提であり、合理的配慮の提供で、過度な負担を求めないのであれば、義務化しても大きな問題は起こらないのではないかと。
- ・障害者は障害者だけのことを考えているのではない。ほとんどの問題が障害者差別を補完すれば大幅に解決すると思う。障害者差別禁止条例に絞るべき。
- ・市民の理解という点では楽観視できないヘイト事件や、根強い差別感（優性思想）が存在するため、条例は障害者差別の社会的障壁に起因することを明確に分野ごとに示し、障害当事者性の高い相談窓口を福祉圏域ごとに整備するが望まれる。
- ・基本的に障害者権利条約の理念に基づいて全障害者を対象に社会施策の規定を置くこと。①具体的な差別事例（間接的差別を含む）の解決の仕組み、②社会生活上の様々な分野にわたる社会施策の具体化③啓発活動などが考えられる。滋賀県は前述の権利主体性を意識した社会施策を規定すること。
- ・①対象について、公的機関と民間事業者以外の県民を加える、②民間事業者における合理的配慮の努力義務を法的義務化する、③民間事業者の合理的配慮に関する過剰な負担を軽減するために、何らかの技術的あるいは金銭的支援を行う、④不服申し立ての仕組みとして明確な差別解消に向けた相談機関を設置し、そこで事案解決に向けた積極的な相談・調整を行う、⑤更に④で解決しない事案についてあっせんする仕組み（委員会）を置き、そのあっせん案を無視する悪質な事例に対しては、知事はそれを公表する。
- ・基本的に滋賀県条例は「生きづらさ」を抱えるすべての人を対象とすることが望ましいと考えるので、その意味では条例が障害者差別解消法の実効性を補完する役割を担うべきかどうかの入口論から整理した方が良いかと思う。

- ・しかし、一方で現に障害者差別解消法の趣旨である共生社会の実現を具現化するために、現行の差別解消法では不十分な面を補完する必要性は諸団体から指摘されているところなので、想定される役割は次のとおり。
 - A 県の障害者差別解消支援地域協議会の設置・運営に関する実務的根拠を付与する効果
 - B 見過ごせない障害者差別に対する権限行使を明確化する効果
 - C 市町村のバックアップ効果
 - D 専門相談員の配置など、県の持つ専門性活用効果
 - E 合理的配慮事例や差別解消事例の収集・分類整理・フィードバック効果
 - F 法律・条例の周知や好事例の表彰、広報等を通じた広域的啓発（意識変容促進）効果
- ・その他、「滋賀県は本気で障害者差別をなくす」というメッセージ、県内市町村や関係団体等に対する呼びかけ（アナウンス）といった理念的・対外的な役割も期待できる。
- ・合理的配慮の提供の義務化を進めたい。また、一律的な過度な規制は避け、実効性を確保するための体制や施策の検討を進めていくべき。実効性の確保については、相談体制や解決の仕組みづくりを丁寧に検討すべき。

3 その他

- ・この条例が障害者権利条約の内容を具体化するものとして、どんな障害があっても、障害のある者とない者が共に学び、働き、誰も取り残さずに地域で暮らせる社会づくりにつながるものになってほしい。
- ・条例の内容を周知する際には、根底には障害者権利条約があり、目指すべき社会はインクルーシブな社会であること等、深い認識が得られるような広報活動をお願いしたい。
- ・障害者差別解消法の2019年度に見直し予定や今後実施予定の国連の障害者権利委員会による日本の障害者権利条約の実施状況に関する審査などの情勢をふまえて、条例を先進的な内容にブラッシュアップしていく必要があるため、3年後見直しの規定を設けるべき。
- ・3年後の見直しを明確に規定し、継続的な実態の検証や圏域ごとの調整、未整理部分を残す分野の継続的な論議を担保してほしい。
- ・障害者差別解消法を知らない人が多いことから、条例を作った後には事業者や県民にどのように周知するかが大切。
- ・そもそも別の会議として何年も進めてきたふたつの会議を合わせた様なこの会議に疑問を感じている。県は、そろそろ問題を見極め、「障害者差別禁止条例づくり」とすべき。

- ・ 条例の内容全般について、一般の人にもわかりやすいものとしてほしい。
- ・ 教育現場で「障がい理解」のため障がい教育の推進が必要。インクルーシブ教育に拍車をかけるような条例であってほしい。
- ・ 「手話言語に関する条例」の早期制定をお願いする。それが現代のニーズである。
「情報コミュニケーション」と「手話言語」を同一の条例に2種以上の理念を同時に揃えるのに無理がある。